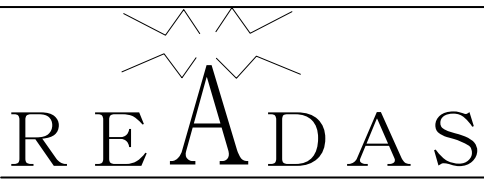


第 5682 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月31日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 情報提供料

Q：情報提供料は、交際費になる場合と
ならない場合とがあるそうですが、どのよう
になっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

会社が、情報提供や取引の仲介を業として
いる者に対して、その情報提供や取引の仲介、
代理、あっせん等の役務の提供（情報提供等）
の対価として金品を交付する場合、その交付
する金品は、交際費にはならず、手数料とし
て損金に算入することが認められます。

しかしながら、会社が、これら情報提供等
を行うことを業としていない非事業者に対
して、情報提供等の対価として金品を交付し
た場合は、次の要件のすべてを満たしている
場合を除き、その金品の交付費用は交際費に該
当することとなっています。

- ①その金品の交付があらかじめ締結された契
約に基づくものであること
- ②提供を受ける役務の内容が、その契約にお
いて具体的に明らかにされており、かつ、
これに基づいて実際に役務の提供を受けて
いること
- ③その交付した金品の価額が、その提供を受
けた役務の内容に照らし相当と認められる
こと

なお、上記の要件のうち、契約の形式につ
いては、必ずしも契約書の形で作成されたも
のである必要はなく、条件を提示するか、
広告するなどの方法によってあっせんを募
るものであっても認められます。

